



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局



Press Release

報道関係者 各位

令和4年2月21日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 鷺谷 英樹

賃金指導官 佐藤 博幸

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和3年度第6回）の開催について

秋田地方最低賃金審議会（会長 赤坂 薫）は、本年度第6回目の秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県の各特定最低賃金専門部会の審議経過の報告、令和3年度の審議に関する総括などを予定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、本審議会の開催を延期又は中止することがあります。

記

1 日 時 令和4年3月3日（木）午前10時00分から

2 場 所 秋田合同庁舎第1会議室（秋田市山王7丁目1番3号）

3 議 題 （1）令和3年度の審議経過と総括について
（2）各専門部会等の廃止について
（3）その他

4 傍聴等申込要領

（1）傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。

FAX：018-864-6370

締め切り：令和4年2月28日（月）12時必着）

（2）会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていただきます。（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）

（3）カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ・当日は手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の症状が見られる方、感染者と濃厚接触した方は傍聴をお控えください。